

令和8年4月に能勢ささゆり学園に入学または同学園の後期課程に進級予定のお子様の保護者の皆さんへ

**就学援助（入学準備金・後期課程進級準備金）**

## 入学等に係る学用品に関する費用が 入学前および進級前に受け取れます

能勢町教育委員会

**就学援助とは…**

能勢町では、経済的理由によって学用品費や就学に関する費用のお支払いにお困りの世帯に対して、教材、修学旅行費等の就学に関する一部の費用を援助しています。

**入学準備金・後期課程進級準備金…**

就学援助として、令和8年4月に能勢ささゆり学園新1年生及び新7年生の世帯に対し、入学等の準備に係る学用品および通学用品代等に係る費用を入学および進級前（3月下旬頃）に一定額を支給します。

入学等準備金を希望される方は、次の説明を熟読いただき、必要書類を添えて申請してください。

※ 審査を行いますので、申請した方全員が必ず支給を受けられるとは限りません。

## 1 申請対象者

次の(1)(2)全ての要件に該当する方

- (1) 令和8年3月2日(月)時点で、能勢ささゆり学園に入学または進級を届け出た児童生徒の保護者
- (2) 令和7年度において能勢町就学援助の認定基準(以下参照)のいずれかに該当する方

該当理由		申請書に添付する書類
①	生活保護が停止又は廃止された方	○生活保護廃止証明書等 ※コピー可
②	町民税(所得割及び均等割)が非課税である方	○令和7年度分住民税課税証明書原本(注) (注)令和7年1月1日現在、世帯全員が能勢町に住民登録がある場合は添付不要です(「3. 申請方法」参照)。 ただし、所得未申告の方は申告が必要です。
③	町民税が減免された方	○町民税・府民税税額変更通知書 ※コピー可
④	個人事業税が減免された方	○個人事業税減免決定通知書 ※コピー可
⑤	国民年金保険料が減免された方	○国民年金保険料免除申請承認通知書 ※コピー可
⑥	国民健康保険税が減免または徴収を猶予された方	○国民健康保険税更正決定通知書 ※コピー可 ○徴収猶予承認通知書 ※コピー可
⑦	児童扶養手当を受給されている方	○児童扶養手当支給決定通知又は証書 ※コピー可
申請年度に以下の⑧～⑪のいずれかに該当し、世帯の経済状態が著しく悪化していると認められる者(「保護者」は主たる生計維持者に限る)		A 令和7年度分住民税課税証明書原本 (注)令和7年1月1日現在、世帯全員が能勢町に住民登録がある場合は添付不要です(「3. 申請方法」参照)。 ただし、所得未申告の方は申告が必要です。 B 現在の経済状態を証明する書類(給与明細等)
⑧	保護者が死亡された方	上記 AB
⑨	保護者の疾病があった方	上記 AB の他、保護者の疾病が確認できるもの(休職証明書等)
⑩	保護者の廃業・失業等があった方	上記 AB の他、保護者の廃業・失業等がわかるもの(雇用保険受給者資格者証、離職票、廃業届等)
⑪	災害等に罹災し、世帯における経済状態・生活状況が著しく悪化された方	上記 AB の他、罹災証明書等被害を証明できるもの

※ ②③④⑤⑥の書類については、同一世帯の対象者全員分が必要になります。

## 2. 支給金額(児童生徒1人につき定額支給)

前期課程(新1年生)入学予定者 57,060 円

後期課程(新7年生)進級予定者 63,000 円

## 3. 申請方法

### ○前期課程入学予定者

同封の申請書および就学届に必要事項を記入のうえ、左頁1の該当理由ごとの添付書類とあわせて能勢ささゆり学園または能勢町教育委員会学校教育総務課学校指導担当(以下「担当課」という。)へ3月2日(月)までにご提出ください。

«期限厳守»

### ○後期課程進級予定者

現在能勢ささゆり学園6年生で能勢町の令和7年度就学援助の認定を受けている方は進級確認書のみを能勢ささゆり学園または担当課へ3月2日(月)までにご提出ください。«期限厳守»

令和7年度就学援助の認定を受けていない方で、後期課程進級準備金の支給を希望される方は、申請書をお渡ししますので、担当課までご連絡をください。申請書及び進級確認書、左頁1の該当理由ごとの添付書類が3月2日(月)まで«期限厳守»に必要となります。

※ 申請に当たっては、可否判断のため、住民基本台帳法に基づく世帯状況、生活保護法に基づく教育扶助の受給状況、児童扶養手当の受給状況、町民税の課税状況等家族全員について担当課が調査することを承諾のうえ、行ってください。

## 4. 認定審査結果及び支給方法

審査結果については、認定・不認定にかかわらず、3月中旬までに申請者に通知します。また、認定された方には、3月中に入学等準備金を保護者の口座に支給します。

## ◆注意事項

- ① 今回の申請は「入学準備金・後期課程進級準備金」の支給を受けるためのものです。入学または進級後に学校給食費や学用品費等の援助を希望される方は、令和8年4月以降、別途、令和8年度の就学援助の申請手続が必要です。  
詳細は、入学または進級後にお配りする「令和8年度要保護及び準要保護児童生徒就学援助費申請のお知らせ」をご覧ください。
- ② 今回の入学等準備金を支給された方が、入学または進級後に令和8年度就学援助を認定された場合、就学援助のうちの「新入学(後期課程進級)学用品費」の支給を受けることはできません。

### 【問合せ】

能勢町教育委員会  
学校教育総務課学校指導担当  
TEL734-2693(直通)  
FAX734-3884